

高介発第 000309 号
平成 26 年 6 月 12 日

住宅改修事業者 御中
特定福祉用具販売事業者 御中

熊本市高齢介護福祉課長 菊地 徹
(公 印 省 略)

住宅改修費支給申請及び特定福祉用具購入費支給申請の申請書等記入の注意点について

平素は本市の介護保険行政の推進についてご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、住宅改修費支給申請書及び特定福祉用具購入費支給申請書は、介護給付費支給の根拠となる重要な会計処理上の証拠書類であり、本市では次のとおり取り扱いますので通知します。

申請書の数字又は文字は明瞭に記載し、鉛筆・消せるボールペンその他の消滅しやすい筆記具は使用しないこと。必ず万年筆・油性ペン等消滅しないもので記載すること。また、パソコン入力した文書を出力したもので印字が消滅しないものは認める。

鉛筆その他の消滅しやすい筆記具での記載は修正や改ざんが容易に可能であり、不正があったものと区別ができないため認めない。

申請書の印は、朱肉で印鑑を押すこと。

シャチハタ等のゴムスタンプ印は申請書を長期の保存をするとき印影が滲むことから証拠書類に適さないため認めない。

証拠書類の首標金額は改ざん又は訂正してはならない。証拠書類の内訳等の文字又は数字についてやむを得ず訂正しようとするときは、その部分に二重線を引き訂正印を押すこと。

修正テープ・修正液等での訂正は、不正があったものと区別ができないため認めない。

【お問い合わせ先】

担当 高齢介護福祉課 美野田・工藤
電話 096-328-2347